

産業建設常任委員会概要記録

記録者 主査 三浦正博

1. 会議の日時

令和5年2月17日（金） 開会 午前 9時58分  
閉会 午前11時31分

2. 会議の場所

市役所3階 第2～3会議室

3. 内 容

開会

諸報告

議案審査

- (1) 議案第36号 令和4年度気仙沼市魚市場特別会計補正予算
- (2) 議案第24号 気仙沼市まち・ひと・しごと交流プラザの指定管理者の指定について
- (3) 議案第31号 唐桑半島ビジターセンター及び津波体験館管理運営条例を廃止する条例制定について
- (4) 議案第37号 令和4年度気仙沼市唐桑半島ビジターセンター事業特別会計補正予算
- (5) 議案第1号 市道港の前隠居線の路線廃止について
- (6) 議案第2号 市道唐桑町港線外3路線の路線認定について
- (7) 議案第3号 市道港橋出山線外6路線の路線変更について
- (8) 議案第4号 市道境只越線の路線認定について
- (9) 議案第5号 市道只越漁港1号線外2路線の路線廃止について
- (10) 議案第6号 市道浪板7号線外2路線の路線廃止について
- (11) 議案第7号 市道浪板9号線の路線変更について
- (12) 議案第8号 市道港1号線の路線廃止について
- (13) 議案第9号 市道館森港線外1路線の路線認定について
- (14) 議案第10号 市道杉ノ下明戸線の路線廃止について
- (15) 議案第11号 市道波路上明戸線の路線認定について
- (16) 議案第12号 市道沖ノ田川直伝線外2路線の路線廃止について
- (17) 議案第13号 市道直伝沖の田線外3路線の路線認定について
- (18) 議案第14号 市道桂秀通り線の路線認定について
- (19) 議案第15号 市道小泉街裏北側線の路線変更について
- (20) 議案第16号 市道二十一上の山線の路線変更について
- (21) 議案第17号 市道二十一浜左岸線外1路線の路線廃止について
- (22) 議案第18号 市道二十一浜今朝磯線の路線認定について
- (23) 議案第38号 令和4年度気仙沼市水道事業会計補正予算
- (24) 議案第39号 令和4年度気仙沼市ガス事業会計補正予算

その他

#### 4. 出席者

##### 産業建設常任委員会

委員長	佐藤俊章
副委員長	小野寺俊朗
委員	菅原俊朗
委員	白幡章
委員	熊谷一平
委員	臼井真人
委員	菅原清喜
委員	鈴木高登

##### 当局

産業部長	昆野賢一
同 水産課長	齋藤英敏
同 水産課課長補佐	小野寺博敏
同 水産課課長補佐兼魚市場係長	小野寺知博
同 水産課技術主幹	小泉正広
同 財産管理課長	伊東秋広
同 観光課長	畠山勉
同 観光課主幹兼施設管理係長	齋藤岳大
建設部長	菅原通任
同 土木課長	佐藤靖学
同 土木課応急対策室室長	小松学
同 土木課応急対策室主任	成田匡邦
同 土木課土木管理係長	日野光義
同 土木課災害復旧係長	後藤文治
同 土木課土木管理係主査	吉田聡太
同 唐桑総合支所産業・建設課長	村上学
同 産業・建設課技術補佐	小野寺隆弘
同 都市計画課長	佐藤勉
同 都市計画課都市施設係長	高橋克也
同 本吉総合支所産業・建設課長	山崎隆和
同 産業・建設課長補佐	佐藤知教
同 産業・建設課主幹兼産業・建設係長	石川一彦
ガス上下水道部長	三浦利行
同 管理課長	三浦正嗣
同 管理課長補佐兼総務係長	鈴木雄喜
同 管理下主幹兼経営資材係長	小野寺茂史
同 工務課長兼技術管理監	齋藤正人
同 工務課技術補佐兼給水施設係長	小松和保
同 工務課技術主幹兼施設係長	菊田貴光
同 参事兼ガス課長	小山隆一
同 ガス課課長補佐	菅原憲治
同 ガス課主幹兼事業推進係長	畠山和美

議会議務局  
主 幹

三 浦 正 博

## 5. 会議の経過

午前 9時58分 開 会

◎委員長（佐藤俊章君） それでは、ただいまの出席委員数は8名であります。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

◎委員長（佐藤俊章君） 本日の欠席届出委員及び遅参届出委員はございません。

◎委員長（佐藤俊章君） なお、本日の委員会に当たり、説明のため担当職員の方々の出席をいただいておりますことを併せて御報告いたします。

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、報道機関から写真撮影等の申出があった場合、委員長はこれを許可しておりますので御報告いたします。

◎委員長（佐藤俊章君） それでは、次第に沿って進めていきたいと思っております。

今議会で当委員会に付託されました議案は、議案第1号市道港の前隠居線の路線廃止について、議案第2号市道唐桑町港線外3路線の路線認定について、議案第3号市道港橋出山線外6路線の路線変更について、議案第4号市道境只越線の路線認定について、議案第5号市道只越漁港1号線外2路線の路線廃止について、議案第6号市道浪板7号線外2路線の路線廃止について、議案第7号市道浪板9号線の路線変更について、議案第8号市道港1号線の路線廃止について、議案第9号市道館森港線外1路線の路線認定について、議案第10号市道杉ノ下明戸線の路線廃止について、議案第11号市道波路上明戸線の路線認定について、議案第12号市道沖ノ田川直伝線外2路線の路線廃止について、議案第13号市道直伝沖の田線外3路線の路線認定について、議案第14号市道桂秀通り線の路線変更について、議案第15号市道小泉街裏北側線の路線変更について、議案第16号市道二十一上の山線の路線変更について、議案第17号市道二十一浜左岸線外1路線の路線廃止について、議案第18号市道二十一浜今朝磯線の路線認定について、議案第24号気仙沼市まち・ひと・しごと交流プラザの指定管理者の指定について、議案第31号唐桑半島ビジターセンター及び津波体験館管理運営条例を廃止する条例制定について、議案第36号令和4年度気仙沼市魚市場特別会計補正予算、議案第37号令和4年度気仙沼市唐桑半島ビジターセンター事業特別会計補正予算、議案第38号令和4年度気仙沼市水道事業会計補正予算、議案第39号令和4年度気仙沼市ガス事業会計補正予算、以上の24案件であります。

審査の順番についてお諮りいたします。

お手元の次第のと通りの順番で審査を進めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 異議なしと認めます。よって審査の順はそのように決しました。

### （1）議案第36号 令和4年度気仙沼市魚市場特別会計補正予算

◎委員長（佐藤俊章君） 初めに、議案第36号令和4年度気仙沼市魚市場特別会計補正予算の審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構でございます。産業部長昆野賢一君。

◎産業部長（昆野賢一君） それでは、令和4年度各種会計補正予算の169ページをお開き願います。議案第36号令和4年度気仙沼市魚市場特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

本案は歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,485万3,000円を減額し、予算総額を3億5,931

万1,000円とするものであります。歳入歳出の補正内容については昨日の本会議、議案審議において御説明しておりますので、省略させていただきたいと思っております。

以上でありますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。ございませんか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第36号は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案を可決すべきものと決しました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

当局の入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時06分 再開

◎委員長（佐藤俊章君） それでは再開いたします。

## （2）議案第24号 気仙沼市まち・ひと・しごと交流プラザの指定管理者の指定について

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第24号気仙沼市まち・ひと・しごと交流プラザの指定管理者の指定についての審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。産業部長昆野賢一君。

◎産業部長（昆野賢一君） それでは、議案書その1の83ページをお開き願います。

議案第24号気仙沼市まち・ひと・しごと交流プラザの指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

気仙沼市まち・ひと・しごと交流プラザの管理につきましては、条例の規定に基づき指名により候補者の募集を行ったところ、指名した団体から申請があり、審査委員会の審査を経て候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により御提案を申し上げます。

1 施設の名称、2 指定管理者、3 指定の期間は記載のとおりであります。なお、別冊の議案説明資料その1の25ページから29ページに指定管理者の概要等を記載しております。

説明は以上でありますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。熊谷一平委員。

◎熊谷一平委員 昨日、市長から答弁あったんですけども、複合施設だということていろいろな部署が関わっていますけれども、観光課さん、あそこは観光の拠点だからということがあると思うんですけども、整理の時期が必要なのではないかと。特に観光課さんも関わっているものが最近広すぎて、本業というところをカバーし切れなくなってしまっているのかというのを懸念しているんですけども、そういった点に絡めまして今後所管するのをどうするかということをお聞かせいただきたいと思っております。

◎委員長（佐藤俊章君） 産業部長昆野賢一君。

◎産業部長（昆野賢一君） お答えいたします。昨日もそういった議論になりまして、おっしゃるとおり、あの場所というのは観光の拠点でもありますし、また勤労者青少年ホーム

合築したということ、それから実は中にはワーキングスペースといいますかそういった使い方がされているということで、大変なにぎわいの場所となる一方で、役所内の行政の管轄としては大分入り乱れてきたということで、問題意識はあるところでございます。実際、何年か運用してきた中でそういうところ等がだんだん明確といいますか色が出てきた感じがしますので、その度合いを見ながら庁内でもこういった所管の話し合う場もありますので、そういった中で検討していきたいとは思っています。以上でございます。

◎委員長（佐藤俊章君） 熊谷一平君。

◎熊谷一平委員 単独で、建物単独だとほかの部署でもいいのかと思ったりするんですけども、駐車場が近くにあったりしてそこは観光課かというところがあるかと思ったりしますが、その管理に実際観光課が管理業務を行う上で何か支障となるのかほかの部署との調整とかに要して大変だということが実際あったりするんでしょうか。連携がうまくいってればいいということではあるんですけども。

◎委員長（佐藤俊章君） 観光課長畠山 勉君。

◎観光課長（畠山 勉君） お答えいたします。成り立ちがもともとエースポート、皆様御案内のとおりエースポートであったり汽船の発着場、それから駐車場もありました。なので、当時の所管は震災までは観光課でしたし、合築ということで勤労青少年ホーム、体育館は勤労青少年ホームの再築という形でいろいろな性質の機能が併せ持った施設ということですが、復旧工事、そして予算を獲得する上では観光課が一番関わり合いがあるということで建築しております。ただ、皆様に御指摘いただいておりますとおり運用の内容は観光の色合いがかなり、観光課が所管する部分は相当薄れてきておまして、強いて言えば遊覧船の汽船の発着場とかが観光なのかと思う一方で、あの建物が前の広場とも相まって外からの人をお迎えする施設でもあったり、今熊谷委員がおっしゃった駐車場も我々が管理している。要するに外からお迎えする性質も依然として持っていますので、観光課が所管しているということになっております。ただ、中の移住定住センターだったりとかそういったところは観光の部門ではないのでその辺で問い合わせがあったり、お客さんが行ったときにこんにちではでもないみたいなことを言われたりすることがあるんですけども、それはその人たちが入居者として生活していることであって、苦慮と言えどもあえて言えばそういった来訪者からの何かここ観光施設ではないのではないのみたいなことを言われることが苦慮と言えども苦慮ですか。答えになっていないかもしれませんが、こんな状況でございます。

◎委員長（佐藤俊章君） そのほか。菅原俊朗委員。

◎菅原俊朗委員 P I E R 7、昨日も話ありましたけれども、あそこの施設は結構若い方々、それから学生さんも行ってまして、昨日も随分増えました。それでひとつ心配なのが、昨日話されましたけれども年に1回避難訓練ということですが、非常時の場合、学生さんそれから若い方々、1回だけやってそれが一応やったということになるかと思うんですが、もう少し具体的にこのようにしてこうやっていきますということを説明もらっていいですか。

◎委員長（佐藤俊章君） 観光課長畠山 勉君。

◎観光課長（畠山 勉君） お答えいたします。避難訓練、スタッフ少数精鋭でやっておりますので、スタッフがああ辺りにいらっしゃる方全員を引率するのは不可能でありますので、そこは地域開発さんが入居者と入居者管理の会社でもありますので、店がいっぱいありますよね。その方々と連携して訓練を行っております。当然、各お店においてはいらっしゃるお客様をそういった際には迅速な避難誘導をしなければいけないわけですし、こちらであのエリアですと一番最短距離で高台というと旧猪苗代病院のところのムラサキさ

んの坂を上がっていくということになります。そちらに一刻も早く誘導できるように各テナントと協力し合いながら、地理に不案内な方も迅速に誘導できるような連携を図っているということでございます。

◎委員長（佐藤俊章君） 菅原委員。

◎菅原俊朗委員 分かりました。そういうことで、やっているということなんでしょうけれども、現実的に1回というのは足りないような気がするので、常にその連携をとってそういう体制を取れるようによろしくお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。

◎委員長（佐藤俊章君） そのほか、ございませぬか。鈴木高登委員。

◎鈴木高登委員 昨日の本会議での質疑の中で中途半端に終わったという感が否めなかったのは、説明資料の26ページの職員の配置の関係とそれから人件費の関係です。その関係が中途半端に終わったような感じがしたので、もう少し説明してもらいたいという思いで聞いておりました。職員の配置が正社員1人、嘱託員2人ということ、それがあくまで1人といってもその1人の方がということではないということまでは分かったんだけど、そのところをもう少し詳しく説明してほしいのと、それが人件費970万円の裏付けが根拠がどのようになっているかということとをせつかくの常任委員会なのでもう少し詳しく説明していただければいいのかと思いますので、よろしく答弁お願ひします。

◎委員長（佐藤俊章君） 観光課長畠山 勉君。

◎観光課長（畠山 勉君） 昨日は明快な説明ができずに御迷惑をおかけしまして、申しわけございませぬでした。この常任委員会できちつと説明をしたいと思ひます。

まず説明資料26ページの正社員1人嘱託員2人と記載しておりますけれども、この内容はいわゆる人工のごとでございまして、正社員1人工、あと嘱託員2人工ということ、実際の従事の仕方とすれば正社員については9時から18時まで、これは18時で貸し館業務等を締切りする時間を18時ということと設定しておりますので、9時から18時まで正職員1人工が従事する形になっております。嘱託員をこれは2人工ということ、この施設自体が9時から21時という長時間の営業というか開業時間になってありますので、2人交代で従事しております。時間で言いますと9時から16時までの人が1人、そして16時から21時までということ、今申しましたとおりの正社員については9時から18時の1人工、嘱託員については2人工ということと9時から16時、Aさんが9時から16時、Bさんが16時から21時という従事の仕方です。

次に、この27ページの970万円との関連ということとでございませぬけれども、市が指定管理を募集する際に、昨日財産管理課長も途中で申しましたが指定管理の制度運営指針というのがございまして、それで我々では人件費を積算しております。その際に人件費は、これはあくまでもこれに適用するというよりもこれを指針としてこれに沿いながら協議ということになるんですけども、我々で積算した金額が正職員1人工ということと418万6,000円というこの指定管理運営指針に沿って計算したのがこの金額です。そして非常勤の嘱託員2人につきましては1人当たり201万6,000円の2名ということとで403万2,000円ということと算定しました。それに社会保険料等が106万円、以上を足しますと人件費は927万8,000円ということとで我々では一旦の積算をしたところとです。これとあとこの27ページの支出の部分で言いますと需用費、役務費、委託料、備品購入費とありますけれども、これらの1つ1つは割愛しますが、今申し述べた人件費に人件費以外のことについては1,550万9,000円と見ました。それを人件費と足しますと合計で2,478万7,000円というのが我々の積算した支出の合計であります。これから上の収入の部分でありますけれども、利用料金を428万7,000円、このぐらゐの利用収入があるだろうということとで先ほどの数字からこの利用料金収入を差し引きますと2,050万円と我々では積算したところとです。この範囲内で指名

募集をいたしまして、これに対して応募があった地域開発からの内容は人件費はこの記載のとおり970万円ということで、我々が見立てたのより42万2,000円ほど多い数字にはなっているんですけども、一方でそれ以外の支出の抑制であったり利用収入の我々が見たよりもう少し頑張りますということで460万円と見ていますので、これらを差し引きしますと我々が求めた2,050万円引き受けます、そこは従事できますということで応募がありましたので、我々のほうでは予算の範囲内だったものですからこの指定管理を地域開発さんをお願いしたところです。

人件費分が42万2,000円ほどアップしていますけれども、これについて補足で申しますと、コロナも落ち着きつつある中でイベントが少しずつ増えつつある分で、様々な広場の使う上での県との調整であったりそういった業務が多少増えつつある部分、もう1点は令和3年度6月議会で決算をお認めいただいていますけれども、そのときの人件費が967万6,373円ということでほぼ970万円だったものですから、これは実態に合わせてこれらと照らし合わせますと970万円というのは妥当と判断したところです。

ちょっと長くなりましたが、指定管理募集する際の要件内であったことと金額的にも妥当な範囲という判断の下、このように今回指定管理の案を提案させていただいているところでございます。

◎委員長（佐藤俊章君） 鈴木高登委員。

◎鈴木高登委員 収支計画については細かな説明いただいたので了解いたしました。

念のためもう1回確認しておきますけれども、26ページの附則の職員の配置ですが、9時から18時までではこれはお一人ということで、同一人物というか同じ人が1人という捉え方でいいのか。そうするとそれでいいのかどうなのか。あるいは、延べ人数が何人になりますということがあるのかなのか。それと同様に嘱託員のお二人についても9時から16時と16時から21時と2交代制ということになっているようだけれども、それも2人とカウントして2人、いわゆる2人工とカウントするのか延べ人数はまた違うのか。例えば、スタンバっている人がほかに2人いますとかということなのか、延べ人数は4人いる。延べというかスタッフは4人いるんだけど時間2交代制で2人ずつ出ているのかということなのか。そこのところだけもう1度確認させてください。

◎委員長（佐藤俊章君） 大丈夫ですか。観光課長畠山 勉君。

◎観光課長（畠山 勉君） お答えいたします。人工ということで従事している人はこの人工なんですけれども、実際のところは正職員は2名おりまして、交代しながら当たっております。同様に、嘱託員につきましても6名おりまして、ローテーションこの業務に当たっておるということでございます。（「了解しました」の声あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 菅原俊朗委員。

◎菅原俊朗委員 最後に今回支出で備品購入費40万円とございます。この備品というのは何を備えたのでしょうか。

◎委員長（佐藤俊章君） 観光課長畠山 勉君。

◎観光課長（畠山 勉君） 御案内のとおり、内湾広場でいろいろなイベントをしております、例えばその際に、しょっちゅう壊れるものではありませんけれども、テントも相当数使っておったりとかステージ、その都度その都度組み立てるステージを持っていたりとか、椅子とかいろいろ細かいことを言えば各種備品類でございます。

◎委員長（佐藤俊章君） よろしいですか。ほか、ございませんか。（「なし」の声あり）

委員長からも一言。鈴木高登委員が言ったとおりの延べ人数です。見るほうと説明するほうの違いがあるので、延べ人数で表記したほうが延べ人数で2人で嘱託員6人で970万円表記したほうがこちらとしても物すごく分かりやすいような気がします。その辺、



次回に注意していただければと思います。

よろしいですね。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第24号は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎**委員長（佐藤俊章君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案を可決すべきものと決しました。

御苦労さまでございます。

## （２）議案第31号 唐桑半島ビジターセンター及び津波体験館管理運営条例を廃止する条例制定について

◎**委員長（佐藤俊章君）** 次に、議案第31号唐桑半島ビジターセンター及び津波体験館管理運営条例を廃止する条例制定についての審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。産業部長昆野賢一君。

◎**産業部長（昆野賢一君）** それでは、議案書その1の115ページを御覧願います。

議案第31号唐桑半島ビジターセンター及び津波体験館管理運営条例を廃止する条例制定について補足説明を申し上げます

本案は唐桑半島御崎地区に宮城県が設置した唐桑半島ビジターセンター及び津波体験館を市が管理運営するために制定された唐桑半島ビジターセンター及び津波体験館管理運営条例を廃止するとともに、関連する条例の廃止及び一部改正を行うものであります。

別冊の議案説明資料その1の32ページに本条例の趣旨、概要等を記載しております。内容につきましては昨日の本会議の議案審議において御説明しておりますので、省略させていただきます。

以上でありますのでよろしくをお願いいたします。

◎**委員長（佐藤俊章君）** これより質疑に入ります。熊谷一平委員。

◎**熊谷一平委員** 昨日も本会議で質疑がありましたので改めて確認というかももう少し詳しくお聞かせいただきたいんですけども、昨日何が話されていたかというこの時期、年度末をもって廃止する。改正の話もありますしということですけども、同じ場所で同じ建物の改修という体ではありますけれども、この時期で新しい建物がまだできていないという段階ですけども、間が空いてしまうという法的な面における時間的な連続性というのは今回の場合ですと途切れるという感じになるのかと思うんですけども、特にその点では問題はないということではよろしいですか。

◎**委員長（佐藤俊章君）** 観光課長畠山 勉君。

◎**観光課長（畠山 勉君）** お答えいたします。今回の繰越しをお願いしている件は解体して建て直すものではなく、今も存在する建物をこの躯体を生かしながら工事を進めるものでございます。昨日村上議員から私の耳には個票と聞こえたんですけども、個票、恐らく文脈からすると呼称、呼び名のことでおっしゃったのかという認識で間違いがなければその名前を使うことは特段問題ないという認識なんですけれども、その理由をあえて申しますと、まず今回繰越しをお願いしようとする案件は6月議会の126回定例会で予算補正を御承認いただいたものでありまして、今議会においてこれを繰越しをお諮りし、次年度事業として進めたいものでございます。その際にあえてビジターセンター以外の名称を使う

ことや、また、この名称を使用することで第三者の権利を侵害するというケースは想定しにくく、特段問題ないと思っております。一方で裏づけるものの何かなくてそれが問題なのかということでもありますけれども、裏づけるというか管理運営条例の廃止でありまして、タイムラグは確かに生じてはしまいますけれどもリフォームが一定程度進んで施設内容が固まった時点で改めて設置条例をしたい考えでございまして、その間、どなたかに迷惑をかけたり侵害したりするということは特段ないと思っております。

◎委員長（佐藤俊章君） 熊谷一平委員。

◎熊谷一平委員 昨日も課長がタイムラグということをおっしゃっていたので、どの時期に行くかという話なのかと思ったんですけれども、新設に合わせて廃止と新しく設置するというのもひとつかと思いましたが、年度の会計の話もあるのでタイミングかというのはひとつありかと思っておりました。一応行政財産として多分観光課所管しているということで、呼び方は旧ビジターセンター及び津波体験館というべきか新ビジターセンターというべきかというところはまたあるかと思えますけれども、特段管理上というか事業改修上特に問題なければ工事名何にするかというぐらいの話で、そういうことなのかと思っておりましたけれども、これで管理条例を廃止したからといって行政財産でなくなったりとか所管がどこに行くか分からないみたいなことはないということですのでよろしいですね。

◎委員長（佐藤俊章君） 観光課長畠山 勉君。

◎観光課長（畠山 勉君） 宙に浮くということはありません。そして、タイムラグと申したのは今熊谷委員にも整理していただいたとおりでして、特別会計はこの条例を廃止しない限り特別会計が残ってしまうわけですし、そうなるとちょっと奇妙な状態といえますか令和5年度ビジターセンター特別会計歳入歳出ゼロみたいな、名前だけ残るみたいな奇妙な状態になってしまいますので、そこはタイムラグはあるものの一旦この年度末において令和4年度をもって特別会計は終了ということがありました。この施設そのものはこの3月末には設計業務は固まるんですけれども、新年度に工事を進めていく中で微細な調整というのはあり得るものですから、一定程度のリフォームが進んだ段階で施設内容が固まった時点でそれは改めて設置条例を制定したいという考えで、そこにタイムラグが生じてしまうのですが、そこは何とぞ御理解のほどをお願いしたいということでございます。

◎委員長（佐藤俊章君） 熊谷一平委員。

◎熊谷一平委員 建物詳細決まらなると多分面積幾らというのが出せないで条例もつくれないということかとは思っておりましたし、あとは会計の話です。歳入歳出ゼロ円で、ゼロ円運用をするというのもひとつ手かとは思ったりしましたけれども、そうするとゼロ円の特別会計を我々議会としても承認するのかということところはやりづらいのかと思っただけで、そのような形はひとつあると思います。

市立病院と同じ感じですか。新庁舎と言うべきなのか旧市立病院と言うべきなのかという感じで、あそこもしかるべきところ、財産管理で多分所管しているということですが、理解としてはそういうことでしょうか。今ビジターセンターに置かれている状態が市立病院跡地で新庁舎を作ろうとしているけれども、あれはどちらなんだという多分（仮称）新庁舎なのかみたいな。そういう関係と同じという理解でしょうか。

◎委員長（佐藤俊章君） 観光課長畠山 勉君。

◎観光課長（畠山 勉君） あえて申せば、それよりももう一段ランクは下の話かと。というのは、場所も変わるわけでもなく、内装とか施設の配置、要は2つの機能を持っていてビジターセンターなので展示機能と、あとはオルレの拠点としての休憩、レストハウスのようなものが今まで以上に少し充実させたいと思っております。ただ、ビジターセンターそのものが変わるわけではないので、同じ場所でこの躯体を生かしながら言ってみれば

改修工事なものですから、そちらよりはもう一段もしかすると下の話かという感じはしております。我々が当然引き続きそこには携わるということでございますし。

以上でございます。

◎委員長（佐藤俊章君） 熊谷一平委員。

◎熊谷一平委員 既に閉鎖されてきて、条例上とか法的なところでも消えるというのは唐桑のものとして一抹の寂しさを覚えたりするわけで、連続性があるといいと思ったんですけども、一応行政事務上の取扱的には適正なのかと理解しましたので、事業に向けて引き続きよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

◎委員長（佐藤俊章君） ほかにございませんか。鈴木高登委員。

◎鈴木高登委員 同様の箇所ですけれども、平たく聞きますけれども、まず条例は管理運営条例はこれは廃止します。ただ、建物は残るんだ。したがって、建物についての繰越明許で残す分については要するに昨日本会議で村上議員が聞いていたのはルール上問題ないのかということだと思うので、建物を残して繰越明許する分についてはその名称を引き続き使っても問題ありませんと解釈していいんだと思いますが、確認します。

そして、新たに今熊谷委員もただしておりましたけれども、新しく設置する場合にまた1回廃止した名前をそのまま例えば唐桑半島津波体験館は使わないとしても、唐桑半島ビジターセンター管理運営条例と1回廃したものをまた復活させるというのはそれも併せてルール上問題ないのかどうなのかだけしっかりしていれば、これについては問題ないというんだけれどもそれでいいんですか。

◎委員長（佐藤俊章君） 観光課長畠山 勉君。

◎観光課長（畠山 勉君） この施設が特殊な成り立ちがあるゆえに分かりづらい点はあるかと思ひます。改めて設置する際は管理運営条例ではなく、いわゆる唐桑半島ビジターセンター条例、つまり性質とすれば設置条例ということになるかと想定しております。なぜかと申しますと、御案内のとおり宮城県の施設だったものですから、市の施設ではなかったものの管理運営条例が今まで必要だったわけですし、それが名実ともに市の建物になればそれは管理運営条例というよりも設置条例という形で装いも新たにスタートするということになると思ひております。

◎委員長（佐藤俊章君） よろしいですか。ほか、ございませんか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第31号は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案を可決すべきものと決しました。

### （3）議案第37号 令和4年度気仙沼市唐桑半島ビジターセンター事業特別会計補正予算

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第37号令和4年度気仙沼市唐桑半島ビジターセンター事業特別会計補正予算の審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。産業部長昆野賢一君。

◎産業部長（昆野賢一君） それでは、各種会計補正予算書の185ページをお開き願ひます。

議案第37号令和4年度気仙沼市唐桑半島ビジターセンター事業特別会計補正予算について

て補足説明を申し上げます。

本案は歳入歳出予算の総額からそれぞれ7万3,000円を減額し、予算総額を135万5,000円とするものであります。

歳入歳出の補正内容につきましては、昨日の本会議議案審議において御説明しておりますので省略させていただきたいと思っております。

以上でありますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。熊谷一平委員。

◎熊谷一平委員 条例上は市の施設として設置であり、あと管理運営を求めた実質条例を作る。特会はここで廃止するということですがけれども、新条例を作ってもこれは特会をまた復活させるということではないということですから、規模的なところがあるかと思っておりますけれども、お考えを確認したいと思います。

◎委員長（佐藤俊章君） 観光課長 畠山 勉君。

◎観光課長（畠山 勉君） 考え方とすれば特別会計ではなく市の施設なので他の施設同様、直轄かもしくは指定管理ということになるかと思っております。これまでは県の施設だったものですから、そして津波体験館の入館料があった関係でこの経理をする上では特別会計が必要だったんですけれども、結果として入館料が発生する津波体験館は機能としては区切りということになりますので直轄化していく、特別会計ではない形での運営になるかと思っております。

◎委員長（佐藤俊章君） よろしいですか。（「終わります」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第37号は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案を可決すべきものと決しました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

当局入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時44分 再開

◎委員長（佐藤俊章君） 再開いたします。

（5）議案第1号 市道港の前隠居線の路線廃止について

（6）議案第2号 市道唐桑町港線外3路線の路線認定について

（6）議案第3号 市道港橋出山線外6路線の路線変更について

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第1号市道港の前隠居線の路線廃止について、議案第2号市道唐桑町港線外3路線の路線認定について及び議案第3号市道港橋出山線外6路線の路線変更についての3か件は関連がありますので、この際一括議題として説明を求め、質疑をした後、討論・採決を1か件ずつ行うことといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。この3か件を一括議題といたします。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明

をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。建設部長菅原通任君。

◎建設部長（菅原通任君） それでは、議案書の5ページを御覧願います。

議案第1号市道港の前隠居線の路線廃止について補足説明を申し上げるところでございますけれども、本会議で説明したとおりですのでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、議案書8ページを御覧願います。

議案第2号市道唐桑町港線外3路線の路線について補足説明を申し上げるところでございますけれども、本会議で御説明させていただいたとおりですのでよろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案書14ページを御覧願います。

議案第3号の市道港橋出山線外6路線の路線変更について補足説明を申し上げるところでございますけれども、本会議場で説明したとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。小野寺俊朗委員。

◎小野寺俊朗委員 議案第2号で荒谷前線とあるんですけども、これは4メートルから11メートル、11.5メートルという幅員なので車通れるのかというのがどういう用途でなのかと思ひながら、車通れる道路なのかを聞きたいと思ひます。

◎委員長（佐藤俊章君） 土木課長佐藤 靖君。

◎土木課長（佐藤 靖君） 幅員につきましては車が通れる幅員となっております。

すみません、失礼しました。訂正いたします。荒谷前線ですので、申しわけございません、これは車ではなく歩行者が通行する歩道を通行する道路となっております。すみません、訂正いたします。

◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺俊朗委員。

◎小野寺俊朗委員 それ以外は歩行者だなどという図面というか上を見てもそうだと思ひて見ていたので今分かったんですけども、そのほかはみんな車道つきで車が走る道路と見ていいでしょうか。荒谷前線だけ歩行者道路と見ていいんでしょうか。確認です。

◎委員長（佐藤俊章君） 土木課長佐藤 靖君。

◎土木課長（佐藤 靖君） そのほかの路線は車が通れる道路となっております。

◎委員長（佐藤俊章君） ほか、ございませんか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

続いて、議案第1号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、第1号は同意することに決しました。

続いて、議案第2号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第2号は認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は認定すべきものと決しました。

続いて、議案第3号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号は同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長(佐藤俊章君) 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は同意すべきものと決しました。

#### (8) 議案第4号 市道境只越線の路線認定について

◎委員長(佐藤俊章君) 次に、議案第4号市道境只越線の路線認定についての審査に入ります。

当局の説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔に説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。建設部長菅原通任君。

◎建設部長(菅原通任君) 議案書26ページを御覧願います。

議案第4号市道境只越線の路線認定について補足説明を申し上げるところですが、本会議で説明したとおりですのでよろしく願います。なお、27ページは資料(1)地図、28ページは資料(2)路線図でございますので、よろしく願います。

◎委員長(佐藤俊章君) これより質疑に入ります。(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第4号は認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長(佐藤俊章君) 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は認定すべきものと決しました。

#### (9) 議案第5号 市道只越漁港1号線外2路線の路線廃止について

◎委員長(佐藤俊章君) 次に、議案第5号市道只越漁港1号線外2路線の路線廃止についての審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明を受けておりますので簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。建設部長菅原通任君。

◎建設部長(菅原通任君) 議案書29ページを御覧願います。

議案第5号市道只越漁港1号線外2路線の路線廃止について補足説明を申し上げるところですが、本会議で御説明したとおりですのでよろしく願います。30ページは資料(1)位置図、31ページは資料(2)路線図でございます。

以上でありますので、よろしく願います。

◎委員長(佐藤俊章君) これより質疑に入ります。(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第5号は同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長(佐藤俊章君) 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は同意すべきものと決しました。

#### (10) 議案第6号 市道浪板7号線外2路線の路線廃止について

## (11) 議案第7号 市道浪板9号線の路線変更について

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第6号市道浪板7号線外2路線の路線廃止について及び議案第7号市道浪板9号線の路線変更についての2か件は関連がありますので、この際一括議題として説明を求め、質疑をした後、討論・採決を1か件ずつ行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 異議なしと認め、この2か件を一括議題といたします。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。建設部長菅原通任君。

◎建設部長（菅原通任君） 議案書32ページを御覧願います。

議案第6号市道浪板7号線外2路線の路線廃止については本会議で説明したとおりですので、よろしくをお願いいたします。33ページは資料（1）位置図、34ページは資料（2）路線図でございます。

以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案書35ページを御覧願います。

議案第7号市道浪板9号線の路線変更について補足説明を申し上げるところですが、本会議で説明したとおりですのでよろしくお願い申し上げます。36ページは資料（1）位置図、37ページは資料（2）変更前の路線図、38ページは資料（3）変更後の路線図でございます。

以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

続いて、議案第6号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第6号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は同意すべきものと決しました。

続いて、議案第7号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第7号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は同意すべきものと決しました。

## (12) 議案第8号 市道港1号線の路線廃止について

## (13) 議案第9号 市道館森港線外1路線の路線認定について

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第8号市道港1号線の路線廃止について及び議案第9号市道館森港線外1路線の路線認定についての2か件は関連がありますので、この際一括議題として説明を求め、質疑をした後、討論・採決を1か件ずつ行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。この2か件を一括議題といたします。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。建設部長菅原通任君。

◎建設部長（菅原通任君） 議案書39ページを御覧願います。

議案第8号市道港1号線の路線廃止については本会議で説明したとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。40ページは資料（1）位置図、41ページは資料（2）路線図でございます。

以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案書42ページを御覧願います。

議案第9号市道館森港線外1路線の路線認定については本会議場で説明したとおりですので、よろしくお願い申し上げます。また、43ページは資料（1）位置図、44ページは資料（2）路線図でございます。

以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。臼井真人委員。

◎臼井真人委員 資料の41ページと1メートルとか狭いところは上流のほうの道路のこと。

◎委員長（佐藤俊章君） 土木課長佐藤 靖君。

◎土木課長（佐藤 靖君） 港1号線の起点側、41ページの丸印のほうになっております。上流側でございます。

◎委員長（佐藤俊章君） 臼井真人委員。

◎臼井真人委員 9号も一緒にやっついていいんだよね。1メートルからとなって、直すときも幅員2メートルしかやれないの。せっかくだからもっと直すのであれば、作るのであれば1人しか通れないのか、そうすると。

◎委員長（佐藤俊章君） 土木課長佐藤 靖君。

◎土木課長（佐藤 靖君） 幅員は幅員2メートルになっておりますけれども、災害復旧事業でやっております幅員が2メートルとなっております。人だけではなく2メートルございますので車も通れるようになっております。すみません。

◎委員長（佐藤俊章君） 建設部長菅原通任君。

◎建設部長（菅原通任君） 1メートルというのは変更前の1メートルということで、災害復旧はしましたけれども結局起終点の変更もありますので、その部分で2メートルには広げることができませんでしたけれども、現道行き止まりという形になっておりますので2メートル。そこまで行って、実際車両というところもございましたけれども、そこに尽きては当然厳しいという幅員になっております。あくまで従前も歩行していた道路の災害復旧という形になっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

◎委員長（佐藤俊章君） 臼井真人委員。

◎臼井真人委員 そう説明する。従前から人しか通らない道路だから1メートルを2メートルに広げるけれども、車は通れないからその程度でいいんだということだね。分かりました。

◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺俊朗委員。

◎小野寺俊朗委員 同じことを聞きますけれども、43ページの図面でのりのところで矢印が止まっているということでストップするという、要するに行き止まりということなんでしょうか。確認させてください。

◎委員長（佐藤俊章君） 土木課応急対策室長小松 学君。

◎土木課応急対策室長（小松 学君） お答えいたします。赤岩港の7号線につきましては行き止まりという形になりますけれども、終点部分で車が回れるような転回場は設けておりますので、そこで回っていただいて戻るような形になってございます。以上でございます。



す。

◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺俊朗委員。

◎小野寺俊朗委員 前は川沿いの道路にこういうT字路でなっていたので、今回はこれでの7号線というのはこのとおりに行き止まりで終わり、あとは曙橋のところの十字路で川沿い下流側に行くというこの道路というのはまさに今言ったように行き止まり道路で終わってしまうという、ここだけ下流に新しい道路できるとかというのではないんですかということを知りたいので。

◎委員長（佐藤俊章君） 土木課応急対策室長小松 学君。

◎土木課応急対策室長（小松 学君） お答えいたします。新しい曙橋ができて、河川の堤防等の関係で道路もかさ上げになっておりますので、従前はタッチしているような形でしたけれども本道とのり面の高低差があることと、あとは交差点の距離が短くなるということで、その辺は公安委員会の協議になりまして、行き止まりという形になって、あくまで曙橋からの港岩井崎線という道路になりますけれども、そちらを通過していただくという形でこちらの港7号線については行き止まりという形で転回場を設けたという形になっております。

◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺俊朗委員。

◎小野寺俊朗委員 そしてもう1つ聞きたいのは、この図面41ページにもあるし43ページにもなっていますが、港7号線のこの線の脇から道路右側に走って川沿い、川の下流側に走っていく道路が表示されているんですけど、これはこの後整備はあるのかないのかを確認させてください。

◎委員長（佐藤俊章君） 土木課応急対策室長小松 学君。

◎土木課応急対策室長（小松 学君） 図面の表に表記されているのはこの辺の工事をしたときの迂回路として利用させていただいたものでしたので、大変申しわけございません。仮設の道路という形になっております。

◎委員長（佐藤俊章君） よろしいですか。（「了解です。分かりました」の声あり）

そのほか、ございませんか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

続いて、議案第8号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第8号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は同意すべきものと決しました。

続いて、議案第9号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第9号は認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は認定すべきものと決しました。

（14）議案第10号 市道杉ノ下明戸線の路線廃止について

（15）議案第11号 市道波路上明戸線の路線認定について

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第10号市道杉ノ下明戸線の路線廃止について及び議案

第11号市道波路上明戸線の路線認定についての2か件は関連がありますので、この際一括議題として説明を求め、質疑をした後、討論・採決を1か件ずつ行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長(佐藤俊章君) 異議なしと認めます。この2か件を一括議題といたします。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。建設部長菅原通任君。

◎建設部長(菅原通任君) 議案書45ページを御覧願います。

議案第10号市道杉ノ下明戸線の路線廃止については本会議で説明させていただいたとおりですので、よろしく申し上げます。46ページは資料(1)位置図、47ページは資料(2)路線図でございます。

以上でございますので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、議案書48ページを御覧願います。

議案第11号市道波路上明戸線の路線認定については本会議場で説明したとおりですので、よろしくようお願い申し上げます。49ページは資料(1)位置図、50ページは資料(2)路線図でございます。

以上でありますので、よろしくようお願い申し上げます。

◎委員長(佐藤俊章君) これより質疑に入ります。ありませんか。(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

続いて、議案第10号の討論に入ります。(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第10号は同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長(佐藤俊章君) 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は同意すべきものと決しました。

続いて、議案第11号の討論に入ります。(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第11号は認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長(佐藤俊章君) 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時08分 再開

◎委員長(佐藤俊章君) 再開いたします。

(16) 議案第12号 市道沖ノ田川直伝線外2路線の路線廃止について

(17) 議案第13号 市道直伝沖の田線外3路線の路線認定について

(18) 議案第14号 市道桂秀通り線の路線変更について

◎委員長(佐藤俊章君) 次に、議案第12号市道沖ノ田川直伝線外2路線の路線廃止について、議案第13号市道直伝沖の田線外3路線の認定について及び議案第14号市道桂秀通り線外路線変更についての3か件は関連がありますので、この際一括議題として説明を求め、質疑をした後、討論・採決を1か件ずつ行うことといたしたいと思いますが、これに御異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎**委員長(佐藤俊章君)** 御異議なしと認め、この3か件を一括議題といたします。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。建設部長菅原通任君。

◎**建設部長(菅原通任君)** 議案書51ページを御覧願います。

議案第12号市道沖ノ田川直伝線外2路線の路線廃止については本会議場で説明したとおりですので、よろしく願います。

次に、議案書56ページを御覧願います。

議案第13号市道直伝沖の田線外3路線の路線認定については本会議で御説明したとおりですので、よろしく願います。

次に、議案書60ページを御覧願います。

議案第14号市道桂秀通り線の路線変更について補足説明をするところですが、本会議で説明したとおりですのでよろしく願います。

以上であります。

◎**委員長(佐藤俊章君)** これより質疑に入ります。ございませんか。(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

続いて、議案第12号の討論に入ります。(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第12号は同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎**委員長(佐藤俊章君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は同意すべきものと決しました。

続いて、議案第13号の討論に入ります。(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。続いて、議案第13号は認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎**委員長(佐藤俊章君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は認定すべきものと決しました。

続いて、議案第14号の討論に入ります。(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第14号は同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎**委員長(佐藤俊章君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は同意すべきものと決しました。

## (19) 議案第15号 市道小泉街裏北側線の路線変更について

◎**委員長(佐藤俊章君)** 次に、議案第15号市道小泉街裏北側線の路線変更についての審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。建設部長菅原通任君。

◎**建設部長(菅原通任君)** 議案書64ページを御覧願います。

議案第15号市道小泉街裏北側線の路線変更については本会議で説明したとおりですので、よろしくお願ひ申し上げます。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第15号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は同意すべきものと決しました。

（20）議案第16号 市道二十一上の山線の路線変更について

（21）議案第17号 市道二十一浜左岸線外1路線の路線廃止について

（22）議案第18号 市道二十一浜今朝磯線の路線認定について

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第16号市道二十一上の山線の路線変更について、議案第17号市道二十一浜左岸線外1路線の路線廃止について及び議案第18号市道二十一浜今朝磯線の路線認定についての3か件は関連がありますので、この際一括議題として説明を求め、質疑をした後、討論・採決を1か件ずつ行うことといたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認め、この3か件を一括議題といたします。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。建設部長菅原通任君。

◎建設部長（菅原通任君） 議案書68ページを御覧願ひます。

議案第16号市道二十一上の山線の路線変更については本会議で説明したとおりですので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案書72ページを御覧願ひます。

議案第17号市道二十一浜左岸線外1路線の路線廃止については本会議で説明したとおりですので、よろしくお願ひいたします。

次に、議案書75ページを御覧願ひます。

議案第18号市道二十一浜今朝磯線の路線認定については本会議で説明させていただいたとおりですので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。菅原清喜委員。

◎菅原清喜委員 教えてほしいんですけども、二十一上の山線の変更前も変更後も幅員が4.1から50メートルになっているんですけども、幅員が50メートルというのはとんでもないと思ひなんですけれども、これを説明してください。

◎委員長（佐藤俊章君） 土木課応急対策室長小松 学君。

◎土木課応急対策室長（小松 学君） お答えいたします。幅員の50メートルの部分につきましては路線図の終点部分になりますけれども、ちょうど終点部分の向かって右側になりますけれども、従前から道路を改良したときののり面がありまして、そののり面の部分があるために幅員が50メートルという形になっております。

以上でございます。

- ◎委員長（佐藤俊章君） 菅原清喜委員。
- ◎菅原清喜委員 そうすると、のり面という今説明ですけれども、別にのり面そのものだけであって人も車も通用しないということですね。
- ◎委員長（佐藤俊章君） 土木課応急対策室長小松 学君。
- ◎土木課応急対策室長（小松 学君） お答えいたします。50メートルとなっているのはのり面の部分が相当数の段数になっておりまして、その部分で幅員という形が広いという形になっておりますので、道路については通常どおり車が通れるような幅となっております。以上でございます。
- ◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺俊朗委員。
- ◎小野寺俊朗委員 同じところで聞きたいんですけども、この矢印のところが終点なんだけれども、その先にも道路あるように見えるんですけども。
- ◎委員長（佐藤俊章君） 土木課長佐藤 靖君。
- ◎土木課長（佐藤 靖君） 終点の部分につきまして接続しているのは農道グリーンロード2号線となっております。
- ◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺俊朗委員。
- ◎小野寺俊朗委員 もう1つ。それで、その50メートルののり面の話なんだけれども、ここで言うこの矢印の50メートルぐらい先までもし路線が行っていたとすると、そうすると幅員は50メートル延びるからその場合は幅員100メートルということになるんですか。さっき50メートルの話して、のり面があるのでその向こうは50メートルだと言ったからその左側に延びていくと50メートルまた延びたとすると、幅員というのは100メートルという幅員になるのですか。その見方、どうなんですか。50メートルというのが変だとみんな思っているの、その辺、なぜなのかというのを説明いただきたいと思います。
- ◎委員長（佐藤俊章君） 小松室長。
- ◎土木課応急対策室長（小松 学君） ここののり面の50メートルというところにつきましては、道路を当時改良した際に山を切り土していったために、この道路を確保するために保護するのり面が発生したためにのり面の部分が大きくなっておりますので、それが左側に保護するためののり面が工事で発生した場合についても、そこは道路としての管理をするのり面という形になると。
- ◎委員長（佐藤俊章君） 建設部長菅原通任君。
- ◎建設部長（菅原通任君） 補足させてください。この幅員というのはあくまで道路センターから直角に出していった部分を出しますので、その点、車道の部分とよく言う幅員は車道の部分を一般的には使うんですけども、この道路認定で変更等につきましてはこののり面の部分までを区域として出しますので、そのようにちょっと大きくなります。あくまでセンターから直角にという形でこののり面までを出させたものを幅員と表しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
- ◎委員長（佐藤俊章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）  
これにて質疑を終結いたします。  
続いて、議案第16号の討論に入ります。（「なし」の声あり）  
討論を終結いたします。  
採決いたします。議案第16号は同意することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- ◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は同意すべきものと決しました。  
続いて、議案第17号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。続いて、議案第17号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は同意すべきものと決しました。

続いて、議案第18号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第18号は認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は認定すべきものと決しました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

当局職員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時20分 再開

◎委員長（佐藤俊章君） それでは、再開いたします。

### （23）議案第38号 令和4年度気仙沼市水道事業会計補正予算

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第38号令和4年度気仙沼市水道事業会計補正予算の審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。ガス上下水道部長三浦利行君。

◎ガス上下水道部長（三浦利行君） 各種会計補正予算の199ページをお開き願います。

議案第38号令和4年度気仙沼市水道事業会計補正予算について補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては収益的収入及び支出におきまして当初予算に計上できなかった減価償却費の関係ほかを補正するものであります。資本的収入及び支出につきましては、関係機関との協議に時間を要したことから次年度施工となる工事費の関係の予算を補正するものであります。

補正額等につきましては本会議において説明した内容と同様でありますので、省略をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。菅原俊朗委員。

◎菅原俊朗委員 私、分からないからお尋ねしたいんですが、実は昨日、市民の方から気仙沼市でもまだ水道が行っていないところが何件か、大谷金山、鹿折金山の奥のほう、それから…

◎委員長（佐藤俊章君） 菅原委員、あくまでも補正予算の関係なので個別に対応してもらってよろしいですか。すみません。

小野寺俊朗委員。

◎小野寺俊朗委員 203ページ、支出のところで館山浄水場配水池築造工事6,000万の補正予算減額なんですけれども、これはさっき説明した次年度に持っていくということでの補正なんですか。その辺、説明してください。

◎委員長（佐藤俊章君） 工務課長兼技術管理監齋藤正人君。

◎公務課長兼技術管理監（齋藤正人君） 小野寺委員からの質問で6,000万円の補正の減額分

につきましては、館山の沈砂池から出た泥を排砂池に移すという部分の工事をする予定でございましたが、県の河川課との協議に時間を要したということで今年度は6,000万円減額して来年度の令和5年度の工事とするものでございます。

◎委員長（佐藤俊章君） 三浦部長。

◎ガス上下水道部長（三浦利行君） 今回の補正で減額した6,000万円については、令和5年の当初予算に計上済みでございます。

◎委員長（佐藤俊章君） よろしいですか。（「了解です」の声あり）

ほか、ございませんか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第38号は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案を可決すべきものと決しました。

#### （24）議案第39号 令和4年度気仙沼市ガス事業会計補正予算

◎委員長（佐藤俊章君） 次に、議案第39号令和4年度気仙沼市ガス事業会計補正予算の審査に入ります。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。なお、説明は座ったままで結構です。ガス上下水道部長三浦利行君。

◎ガス上下水道部長（三浦利行君） それでは補正予算の207ページをお開き願います。

議案第39号令和4年度気仙沼市ガス事業会計補正予算について補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましてはガスの製造に係る原材料費を追加するものであります。補正額等につきましては本会議において説明した内容と同様でありますので、説明は省略をさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

◎委員長（佐藤俊章君） これより質疑に入ります。臼井真人委員。

◎臼井真人委員 原料が上がったんだろうけれども、単位も何も分からないけれども、例えば1リットル何ぼ上がったとか1,000円だったのが1,500円になったとかいうのは分からないの。

◎委員長（佐藤俊章君） 当局の説明を求めます。参事兼ガス課長小山隆一君。

◎参事兼ガス課長（小山隆一君） 原料は液化天然ガスがメインなわけですが、プロパンは意外とその割りでもないんですけども、年の大体平均でいきますと液化天然ガスですけども、昨年度は1トン当たり5万7,000円、年間の平均でした。令和4年度の平均が11万7,000円を超えています。

◎委員長（佐藤俊章君） よろしいですか。（「分かりました」の声あり）

小野寺俊朗委員。

◎小野寺俊朗委員 収入のほうで、補正予算のそれぞれ都市ガス、プロパンガス、補助金、あと一般会計からの繰入金とあるんですけども、この都市ガス、プロパンガスの収入増えているという要因、説明していると思うんですけどもよろしく願いします。

◎委員長（佐藤俊章君） 参事兼ガス課長小山隆一君。

◎参事兼ガス課長（小山隆一君） ガスの料金に関しては先ほどもちらっと言いましたけれども輸入価格、これは全国平均の輸入価格です。これを基準にして1立方メートル当たりの料金を調整する仕組みになっています。中身は電気料金などと同じです。先ほどのような形で輸入価格がどんどん上がっているのです、それに対して料金の単価も上がってくるということになります。昨年度の予算のときは前年の単価を基準にしてガス料金の単価を作っていたんですが、今回こういう事情になったということで、収入のほうで補正したということになります。

◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺俊朗委員。

◎小野寺俊朗委員 去年ウクライナ戦争始まっていろいろ上がったんですけども、要するに年度でいくと4月から3月までですね、補正予算は。要するに補正額というのはまさに今言っている4月から3月までの増額の分ということになのか、途中から少しずつ上がっていったのか、その辺の漸増しているのかその辺の説明をお願いしたい。

◎委員長（佐藤俊章君） ガス課長小山隆一君。

◎ガス課長（小山隆一君） 先ほどの料金調整と言いましたけれども、例えば3月に適用する単価であれば3か月前だから11、12、1月の平均を3月に。そういう繰返しでどんどん回っているのです、例えば1月の補正であればその3か月前の平均、2月はその3か月前という順次、毎日そういった形で変動していますのでその変動を予測した形で今回の収入を変更しているということです。

◎委員長（佐藤俊章君） 小野寺俊朗委員。

◎小野寺俊朗委員 それは各家庭、事業者さんにこういう値上がりした分を請求して収入になっているというそういうことでいいんでしょうか。

◎委員長（佐藤俊章君） 小山課長。

◎参事兼ガス課長（小山隆一君） 基本的にはそういうことになります。

◎委員長（佐藤俊章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第39号は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（佐藤俊章君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案を可決するべきものと決しました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

以上で付託されました議案の審査は終了いたしましたので、当局退席のため、一旦休憩いたします。

御苦労さまでした。

午前11時31分 休憩

午前11時31分 再開

◎委員長（佐藤俊章君） 再開いたします。

次に、その他、何かございますか。（「なし」の声あり）

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時31分 閉会



---

令和5年2月17日

気仙沼市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する

産業建設常任委員会 委員長 佐藤 俊章